

1. アスベストの規制について

アスベストは、天然の繊維状けい酸塩鉱物の総称で、クリソタイル、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クロソドライト、トレモライトの6種類に分類されます。アスベストは、耐熱性、耐摩耗性、熱絶縁性などに優れ、製品の多くが建材として使用されてきましたが、人体への健康影響が指摘されたため、昭和50年頃から段階的にアスベストの規制が強化され、平成18年には0.1%を超える石綿含有製品の製造、使用等が全面禁止されました。

今後、石綿含有建材が使用された建築物等の解体等工事件数がピークを迎えると言われており、解体等工事においては、適切に石綿飛散防止対策を行っていく必要があります。

2. 規制対象となる石綿含有建築材料

石綿含有建材のうち、石綿の質量がその建材の質量の0.1%を超えて含有するもの(以下、「特定建築材料」という。)とされています。

〈特定建築材料の例〉

区分	建築材料の例
吹付け石綿	吹付け石綿 石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式) 石綿含有ひる石吹付け材 石綿含有パーライト吹付け材
石綿含有断熱材	屋根用折板裏断熱材 煙突用断熱材
石綿含有保温材	石綿保温材 石綿含有けいそう土保温材 石綿含有パーライト保温材 石綿含有けい酸カルシウム保温材 石綿含有ひる石保温材 石綿含有水練り保温材
石綿含有耐火被覆材	石綿含有耐火被覆板 石綿含有けい酸カルシウム板第2種
石綿含有仕上塗材	石綿含有建築用仕上塗材
石綿含有成形板等	石綿含有成形板 石綿含有セメント管 押出成形品